

# 無害化処理認定制度 Q & A

## 1. 制度の概要関係

問 1 - 1 ) 今回の新しい制度「無害化処理認定制度」の対象となる廃棄物は何か。

答) 石綿含有一般廃棄物(石綿含有率0.1%超)、石綿含有産業廃棄物(石綿含有率0.1%超)、特別管理産業廃棄物である廃石綿等(石綿の含有率は問わない。)(以下「石綿含有廃棄物等」という。)です。(平成18年(7月26日)環境省告示98号)

問 1 - 2 ) 今回の新しい制度「無害化処理認定制度」と、従前の溶融による無害化処理の制度との違いは何か。

答) 石綿は、過去の知見から1,500 以上であれば問題なく溶融され、無害化されることが知られています。このため、従前の溶融による無害化は、1,500 以上で溶融することを無害化処理に必要な条件としていました。(このような溶融施設については、今回、構造基準、維持管理基準を定め、都道府県知事の許可制度による、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理を促進することとしています。)

さらに、石綿含有廃棄物等の不適正処理等を防止し、これ以外の方法(例:1,500未満での(他物質との混合)溶融等が想定されます。)による無害化処理の促進を図るために、今回、「無害化処理認定制度」が創設されたものです。

問 1 - 3 ) 無害化処理認定をなされた場合の、業の許可、施設の設置許可の適用関係はどのようなになるのか。

答) 認定された範囲内において、一般廃棄物に係る認定を受けた者は、一般廃棄物処理(収集運搬、処分)業の許可、一般廃棄物処理施設の設置許可が不要となり、(特別管理)産業廃棄物に係る認定を受けた者は、(特別管理)産業廃棄物処理(収集運搬、処分)業の許可、産業廃棄物処理施設の設置許可が不要となります。

これは、認定に係る審査を通じて、無害化処理を業として適正に行う能力、設置する施設の安全性等が確認されるためです。逆に言えば、認定審査において、通常の業の許可や施設の設置許可の際と、同じような要件が必要とされ、審査がなされるということです。

なお、溶融処理の場合、有機物を含む他の廃棄物と併せて処理する場合には、処理業及び焼却施設の設置許可が別途必要となりますので、都道府県又は政令市と別途協議が必要となります。

問 1 - 4 ) 申請から認定までの流れはどのようなになるのか。

答) 以下のような流れになります。

制度説明、事前相談・調整：制度について、十分に御承知でない場合は、地方環境事務所において、制度の趣旨等について説明をいたします。その上で、技術的内容など詳細な事項は、環境省産業廃棄物課と協議を行って下さい。

申請、申請書チェック、受理：地方環境事務所に申請書類を提出します。このとき、こちらから指示する審査に必要な部数の提出をお願いします。地方環境事務所では、書類が揃っていれば、受理します。

環境本省(大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課)での審査

告示、知事等への通知、縦覧（縦覧期間 1 か月）

関係者からの意見書、知事等意見受理

を踏まえた審査、有識者意見聴取

認定 / 認定拒否決定、審査結果通知、認定書交付（認定の場合）：環境本省より、申請者に連絡等がなされます。

事後調査等：地方環境事務所等による検査があります。

問 1 - 5 ) 処理基準の適用関係はどのようになるのか。

答) 認定を受けた者は、廃棄物収集運搬業者及び処分業者とみなされる者であることから、施行令第 3 条又は第 6 条等の処理基準が適用されます。つまり、一般廃棄物に係る認定を受けた者は、(特別管理)一般廃棄物処理基準に従って(特別管理)一般廃棄物の処理を行う必要があり、産業廃棄物に係る認定を受けた者は、(特別管理)産業廃棄物処理基準に従って(特別管理)産業廃棄物の処理を行う必要があります。

問 1 - 6 ) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適用関係はどのようになるのか。

答) 無害化処理認定制度が、人の健康及び生活環境に係る被害を生じるおそれがある廃棄物を対象としていること、その処理の流れを適正に把握することが必要であること等から、無害化処理認定を受けた者に対しても、産業廃棄物処理管理票に係る義務が適用されます。

問 1 - 7 ) 帳簿の記載・保存義務の適用関係はどのようになるのか。

答) 無害化処理認定に係る処理についても、廃棄物処理に関する帳簿の記録、保存義務(一般廃棄物 法 7 条第 15 項、第 16 項、産業廃棄物 法 第 14 条第 15 項、法 14 条の 4 第 16 項)が課されます。

問 1 - 8 ) 施設の維持管理の記録、生活環境保全上の利害関係を有する者への閲覧の適用関係はどのようになるのか。

答) 無害化処理認定に係る処理においても、法第 8 条の 4 が準用されており、認定を受けた者は、認定に係る処理施設の維持管理に関する事項を記録し、これを当該施設に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧をさせなければなりません。(詳細は、規則第 6 条の 24 の 10、第 6 条の 24 の 11、第 12 条の 7 の 2、第 12 条の 7 の 3 参照。)

## 2. 認定の要件関係

問2 - 1) 認定を受けるための要件はどのようなものか。

答) 以下のような要件となっています。

当該無害化処理の内容が「石綿含有廃棄物等」の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして、環境省令に適合すること。(処理内容(方法・技術)に関する要件)  
無害化処理を行い、行おうとする者が環境省令に定める基準に適合すること。(処理実施者に関する要件)

設置し、設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。(施設に関する要件)

なお、これらの詳細については、平成18年環境省告示第99号をご覧ください。

問2 - 2) 「無害化処理により生じるものの性状確認が適切にできる者であること。」とされているが、自ら分析装置及び分析技術者を有することが条件になるのか。

答) 当該部分は、当該無害化処理生成物の適切な分析を、自ら又は適切な分析機関に委託することにより、石綿が無害化されていることを確認できる者であることとの趣旨であり、必ずしも、自ら分析装置及び分析技術者を有することを条件としているわけではありません。

問2 - 3) (廃石綿又は石綿含有産業廃棄物の) 無害化処理の用に供する施設が、熔融施設である場合、令7条第11号の2に規定する熔融施設に適用される構造上の基準及び維持管理の技術上の基準の適用はどうなるのか。

答) 令7条第11号の2に規定する熔融施設に適用される構造上の基準及び維持管理の技術上の基準は適用されず、かわりにこれらの基準に準拠した基準が適用されます。(規則12条の12の19で読み替えて準用される規則6条の24の7、平18環告99第6条。)

この準拠した基準は、熔融施設である場合の構造上の基準及び維持管理の技術上の基準と基本的に同様ですが、熔融施設内の熔融炉の温度については、無害化処理認定において、無害化することが可能と判断された温度となります。

### 3. 認定の申請関係

問3 - 1) 無害化処理認定制度の認定に係る申請書類はどこに提出するのか。

答) 施設を設置しようとする地域を所管する地方環境事務所が提出先となりますが、申請に先立っては環境省及び地方環境事務所との十分な協議が必要です。申請時には、地方環境事務所において、申請に必要な書類が揃っているかどうかを確認し、揃っていれば、受理します。なお、書類の内容の審査は環境本省(大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課/産業廃棄物課)で行われますので、審査において、書類の内容についての不備等が見つかれば、その時点で追加の資料提出や差し替えをお願いすることになります。

問3 - 2) 審査はどのように行われるのか。

答) 審査は、環境本省(大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課/産業廃棄物課)で行います。本無害化処理認定制度は、種々の高度な技術を用いた無害化処理を対象とするものであることから、環境大臣が個別の認定にあたり、専門的な者の意見を聴いて、科学技術的知見を含めた総合的な判断をすることとしています。

問3 - 3) 申請に必要な書類は何か。

答) 廃棄物処理法第9条の10第2項(一廃)、第15条の4の4第2項(産廃)の規定に基づく書類を提出することとなります。詳細は、別紙「無害化処理認定申請に必要な書類」を参照ください。

#### 4 . 実証試験関係

問 4 - 1 ) どうして、わざわざ実証試験を実施しなければならないのか。

答) 石綿廃棄物の処理技術は、1,500 以上の高温で溶融する場合を除き、必ずしも技術が確立しているとは言えません。無害化認定に関しては、認定に係る技術の制約がないため、予め実証試験を実施し、石綿廃棄物の無害化が可能かどうか確認する必要があります。

問 4 - 1 ) 実証試験はどのようなことをやればいいのか。

答) 主な確認すべき内容は以下のとおりです。他にも、処理の内容により必要な項目が生ずる場合があります。

- ・ 処理後物からの石綿の検出の有無の確認。
- ・ 排ガスを生ずる場合にあっては、排ガス中の石綿の検出状況の確認。
- ・ 排水その他周辺環境（敷地境界を含む）への影響の有無の確認。
- ・ 溶融施設にあっては、炉内温度の推移。

また、実際の処理内容と同様の条件で実施する必要があります。例えば、他の廃棄物（焼却灰等）と混合して処理を行うのであれば、実証試験でも実際の混合率と同様の混合した条件で実証試験を行う必要があります。さらに、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の両方の処理を同時に想定しているのであれば、それぞれ及びそれらが混合した状態について実証試験を実施する必要があります。

## 5 . 生活環境影響調査について

問5 - 1 ) 生活環境影響調査の結果を記載した書類に記載する事項は何か。

答) 法第9条の10第7項の読み替え規定に基づき、法第8条第3項(第15条第3項)に基づく規則第3条の2に示された項目について記載します。

別紙「無害化処理認定申請に必要な書類」を参照ください。

また、さらに詳細な記載事項については、平成10年5月7日付け衛環37号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知の第1の2をご参照ください。

問5 - 2 ) 意見を聴かなければならない市町村はどの範囲か。

答) 通常は、設置市町村及び隣接市町村(ただし明らかに施設設置の影響が予想されない場合は除く)、生活環境影響調査により、排出されるガス等が最大の濃度となる(最大着地濃度地点の)市町村が対象です。

問5 - 3 ) 縦覧の期間はどのくらいか。

答) 告示の日から1月間と定められています。(法第8条第4項、法第15条第4項の準用)

問5 - 4 ) 利害関係者及び自治体からの意見の期限はどのように設定されるのか。

答) 利害関係者からの意見書提出は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに行うとされています。(法第8条第6項、法第15条第6項の準用)

自治体意見の提出期限は、地方環境事務所において、期日を指定することになります。が、上記利害関係者からの意見書提出の期限等を考慮した上で設定することになります。

問5 - 5 ) 既存の焼却施設等を活用して、無害化処理認定を受ける予定であるが、当該施設は、その設置許可に際して、既に廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施済みである。今回の申請にあたり、生活環境影響調査の結果を記載した書類の添付を省略できないか。

答) 周辺環境等における石綿の現況把握を除いて、既存の調査結果を活用することが可能です。詳細は産業廃棄物課と協議して下さい。

## 6 . その他の事項について

問 6 - 1 ) 認定に係る事業を（全部 / 一部）廃止・休止・再開をする場合の手続きはどうなるのか。

答) これらの場合には、環境大臣への届出が必要となります。届出は、設置場所を管轄する環境省の地方環境事務所に提出をしてください。(令第5条の12第1項)

詳細は以下の通りです。

認定事業の（全部 / 一部）を廃止した場合。

当該廃止の日から10日以内に、氏名又は名称及び住所、（さらに法人の場合は代表者氏名）、認定年月日及び認定番号、廃止した事業の範囲、廃止の理由、廃止年月日、を記載した届出書を提出いただきます。

認定に係る施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した施設を再開した場合

当該廃止、休止、再開の日から10日以内に、氏名又は名称及び住所、（さらに法人の場合は代表者氏名）、認定年月日及び認定番号、無害化処理の用に供する施設の設置の場所、無害化処理の用に供する施設の種類、廃止若しくは休止又は再開の理由、廃止若しくは休止又は再開の年月日、を記載した届出書を提出いただきます。

問 6 - 2 ) 認定があった事項に変更があった場合の手続きはどうなるのか。

答) 無害化処理認定制度の対象となる処理方法は、個別の施設や処理方法ごとに複雑な科学的因果関係を明らかにした上で安全性を審査する必要があります。

このため、氏名や住所等やこの科学的因果関係に影響を及ぼさない変更以外の変更は、新たな認定として取り扱うこととされ、新たに認定申請が必要となります。

問 6 - 3 ) 上記 6 - 2 の「氏名、住所等やこの科学的因果関係に影響を及ぼさない変更」とは、具体的には、どのようなものか。また、この変更の場合の手続きはどのようなものか。

答) 「氏名、住所等や科学的因果関係に影響を及ぼさない変更」となるのは、以下の事項に関する変更です。(規則第6条の24の14)

氏名又は名称及び住所、（さらに法人の場合は代表者氏名）

法定代理人、役員、5%以上の株式を有する株主又は出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者、令第7条の4に規定する使用人

科学的因果関係に影響を及ぼさない以下の事項

(1) 無害化処理の用に供する施設の構造及び設備の変更（排ガスの性状、放流水の性質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により、生活環境への負荷を増加させる場合を除く。）

(2) 無害化処理にともない生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法の変更（排ガス及び排水の排出方法又は量の増大に係る変更である場合を除く。）

(3) 規則第6条の24の8第2項の各号（排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値、排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項、その他無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する事項）の変更。（の変更であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることになるもの又はの測定頻度の変更であって、当該変更により頻度が高くなるもののみを行う場合に限る。）

無害化処理の用に供する施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する

事項

着工予定年月日及び使用開始予定年月日

積替え及び保管の場所に関する、所在地、面積、積替え及び保管を行う一般廃棄物の種類、保管最高高さ

なお、この場合は、当該変更の日から10日以内に、氏名又は名称及び住所、(さらに法人の場合は代表者氏名)、認定年月日及び認定番号、変更の内容、変更の理由、変更年月日、を記載した届出書を提出いただきますとともに、この届出書に必要な書類及び図面を添付いただきます。添付書類及び図面については、規則第6条の24の14第3項を参照ください。(基本的に申請の際の書類に準じたものとなっています。)

問6-4) 年間の業務報告等を行う必要があるか。

答) 毎年度の無害化処理に関して、以下の事項を記載した報告書を毎年6月末までに、環境大臣宛てに提出することとされています。この具体的な提出先は、施設を設置する地域を管轄する地方環境事務所となります。(規則第6条の24の16)

報告すべき事項は、氏名又は名称及び住所、(さらに法人の場合は代表者氏名)、認定年月日及び認定番号、当該認定に係る施設において無害化処理を行った廃棄物の種類及び量、その他環境大臣が定める事項です。